京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月金卅五錢●三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 一月廿五日
發行編輯兼印刷人 山下英□
京城西署小門通
發行所 京城新報社 電話六六三番

## 大連市建設事情(八)

(ウ伯とク將軍の爭論)

ウイツテ伯の再反駁

日露戰爭終局後露國の諸新聞は幾度か日露戰爭の起因と其の悲む可き結果の諸種關係者に關し前陸軍大臣たり又總司令官たりしクロパトキン將軍の意見と批判とを揭げたり同將軍は時として余(ウイッテ伯)の働きに關しても亦批判を下せり左れど余は在職中は斯の如き動機に依り何等の爭論を構ふる事を得ざるを信せり然るに旅順開城の高等軍事裁判所に於てクロパトキン將軍は純然たる事實的性質の言明を爲せるを以て其の言明が實際の事實に相違せる點に關しては余は當然の訂正を爲さゞるを得ざりき是に於て余がノーウオエ ウレミヤ紙上に揭げたる余の寄書に對してクロパトキン將軍は同紙上に其の法廷に於て陳述せる言明は正確なりとの論を揭げて余の辯明を駁せり余は再び此の問題に關し最初に立歸りて論駁せざる可からず

クロパトキン將軍の言明の前半部は旅順要塞の大砲備付けの不充分なりし事の問題に關せりクロパトキン將軍は要塞の武裝は大砲の外國注文を『望ましからず』とせられたる爲めに非常の制限を被ふりたりと言はるゝも此の證言は此の余が駁論に依りて事實に反せる事明白となる可し外國注文の事實如何は一千八百九十年來我が政府の外國注文方針は內國に於て政府の要求を滿足せしめ得る者は之を內國に於て製作す可しとの方針なりし事に依りて明かなる可し內國製造品は其の性質と製作の期日が政府の要求通りなるを得ざりしが爲めに國家は其の要求を滿すを得ざりし如き恐るゝ政策を取りたる事は未だ曾て聞知せざる所なり況んや國防上に斯の如き事のある可き筈は萬々あらざるなり各省は大藏省其の他の省に關係なく何時も自由に外國注文を爲し得たる事は前に記述せるが如し各省は大藏大臣の作成したる記錄を遵守して注文を爲せりといふ如きは全くの謬說なり此の記錄は各省の委員にて作りたる者にて大藏大臣の作れる者に非ず此の定めも甚だ不確實にて僅に一千九百三年より實行せられたるに過ぎずクロパトキン將軍と余との間に起りたる爭議を事實の上より解決するが爲めに余は茲に一問題を提出すべし此問題に對しては各省大臣たりし人々も各省會々員たりし人々も確算を爲すを得可し其の問題に曰く「若し陸軍大臣クロパトキン將軍は戰爭後の今日に旅順開城の審問廷に於て言明したる旅順防禦の爲めには數百門の大砲を要したるも內國の製造所にては一箇年に數門を製造し得るに過ぎず云々事は戰爭前に各省委員會に對し陸軍省の委員が斯の如き主張を爲したりとせば委員會は果して此の要塞の爲めの外國注文に反對す可きか各省委員及び各省は果して斯の如き國防要求に反對す可きか若し此の反對ありたりとするも陸軍大臣は果して上奏裁許を仰ぐの道を有せざりしか斯の如くなりしを以て旅順要塞の防禦を妨ぐる如き何等の規定も存せず又之あるを得ざる事明かなり(此稿未完)

## 齋藤大佐の間島談

統監府間島派出所長として昨年來同地に滯在せし齋藤陸軍大佐は派出所事務官鈴木信太郎氏と共に間島問題に關し調査報告の爲め歸朝の途大阪に於て或る人に對し間島問題に就き語つて曰く間島の歷史的關係は既に遺憾なく新聞紙上に詳悉され居れば今更ら贅言するの必要なきも余は去年八月若干の憲兵を率ゐて韓國民保護の爲め派出せしが加藤清正が三韓征伐の際踏破せし兀良哈の古跡は今尚彷髴々地理に徵す可く而して此間島が淸韓兩國境界の競合ひとなりしは明治十八年の頃にして最初の移住民は勿論朝鮮人に相違なきも日淸戰役前までは韓民の勢力殆ど地に落ち淸國を呼んで大國と爲し自己を指して小國と貶せし爲め自然勢力の均衡を失したりしと雖も今日現在の兩國人を十萬とすれば其內七萬は韓國人にして三萬は淸人なり由來間島は地味肥沃農作物豐穰なるを以て支那人は地主となり韓人は小作人と爲り五分々々の叩き分けにて開墾耕作に從事し居る始末なり其壓制は實に言語の及ぶ所にあらず故に我國の保護國となりし以來我輩の一行は統監府より派出を命ぜられたる次第なるが目下開墾せられたるものゝみにても約五六萬町步を下らざる可し殊に局子街は非常の繁榮を極め居れり然るに淸國は日露戰爭當時再び境界問題を提出せしかど間もなく露軍の駐屯地と爲り往々今日に遷延せしものなるが戰役後淸國は俄に間島經營を急ぎ陳昭常に守備兵三百を引率して出張し今日にては淸兵七八百を見るに至りたり左れど淸國にても記錄の據るべきものなく世界列國も亦何れに屬す可きものなるや了解する能はず從つて移住民の前後其他立證すべき各種材料の多寡を以て考證するの外なし我輩既に十分の調査を遂げ居れば此際嚴さして淸國の無謀なる要求に應ずるの愚を爲さゞる可し幸にして此解決を見たる曉に於ては進んで充分の施設を加へ大に我國民をも歡迎す可し殊に樹木繁茂して風致頗る賞す可く今日の如き交通不便の時すら下關より一週日を費せば容易に到着し得べし何を云ふも韓國は我親善の保護國なれば此國民が壓制なる支那人の下に虐使せらるゝを防ぎ併せて相當の開發と利益を收むるは今日に於て大に同國民の爲めに急務と信ず云々

## 大韓協會大邱支部

大邱に大韓協會支部設立の計畫は今回本部の同意を得本月十一日達城學校に中流以下の商人儒生の徒六十餘名集會し支部創立式を擧行せり本部より尹孝定創立式に臨み會員募集に盡力したる結果會員約百名に達したるを以て翌十二日同所に演說會を開催し尹は一政治の起因、二政府組織原義、三國民の現狀、四本會前途の趨向の題下に政治は土地人民國家の三要素より發生し國家自ら政治を行ふに當り機關として官吏を任用し人民の生命財產を保護し國利を增進せしめんとするも官吏のみに一任する時は官權を濫用し壓制政治を行ふに至る之を防止する機關は政黨なり泰西並に日本は政黨を組織せんとして屢々血を流し改良を重ねて國會を設け代議政となれり現今韓國の民情を見るに悲觀者は國家的精神なく他國の壓抑を受け前途恢復の見込みなしとして徒らに義兵を起すに至り樂觀者は古來の迷信より朝鮮を援助す可き者は南部より起り自然に泰平に遇く可しと信じ或は亡國史を讀みて忽ち悲觀して獨立の途なしと嘆じ或は米國獨立史を讀みては忽ち勇爭を生して現時の狀態を痛論する等眞に憐む可きもの有り大韓協會は之等霧中に彷徨せる者を正道に導き政府若し惡政を施せば獻身的に其矯正を計り正義と人道により前進するものなりと云々と說き聽衆に多少の感動を與へたりと云ふ

## 連山外城面の賊擊退

去る十八日午後六時五十分頃連山邑西方約一里半外城面中外里に賊徒約五十名宿營せんとするの風聞ありしを以て連山憲兵分遣所より下士以下六名變裝して急行し外城面臨山に於て二方面に分れ上等兵三名は中外里背後の山丘に潛伏して賊の退路を扼し他は散開して村內に入らんとせしに賊は村端に步哨を設け居りて約三百米突の所に於て其の發見する所となり步哨の大聲を發するや直ちに約五十名の賊は村內より顯はれ村端の小丘に據りて我兵を射擊せり我兵またこれに應戰し約三十分の後賊は背後の山上に向つて退却を始めたれば直ちにこれを追擊し山上に潛伏せしめたる兵と共に挾擊せしに賊は狼狽四散して北方に遁逃せしを以て極力急追したるも夜間且つ附近は松林のことゝて遂に其の踪跡を失せしが此の附近に於て賊の遺棄したる死體三、傷者六人鹵獲品は洋銃一、火繩銃四其他雜品彈藥十九點あり此の賊は何れも洋銃又は火繩銃を携帶し白色又は黑色の韓人服を着け居りて賊魁は柳致卜と稱し有數なる猛惡なるものにて其の部下は數百名を有し忠淸、全羅の諸郡を跋扈しつゝある者なりといふ

## ステッセル裁判(三)

高等軍事裁判第六回は十二月四日(十七日)開廷、金州戰鬪の狀況及びフォーク將軍の戰鬪指揮に關する審問は今回にて終れり。此の戰鬪の事に就て述べられたる證人の證言及び法廷に於て朗讀せられたる書類を綜合して、吾人の念頭に泛べる一般印象は、フォーク將軍の無能なることなり。第一に、金州陣地の防禦は苟も常識あるものゝ爲さゞる所なりとてフォーク將軍の確信、次に戰鬪に對する軍令の缺けたること、戰場に於ける指揮をナデイン將軍とツレチヤコフ大佐に讓りたること、及び其の他の微細なる狀況は皆フォーク將軍が軍隊指揮官たるの任務を盡さずして、寧ろ第五聯隊全滅の傍觀者たりしことを證し又彼が時の狀況を支配する能はずして却て之に屈服したることを證するものなり。若夫れ敗戰の罪に至りては必ずしもフォーク將軍にあらずして寧ろ艦隊の上に在り。即ち艦隊の掩護は深く將軍の豫期したるにも拘らず、遂に其の事無かりき。而して一月二十七日(二月九日)の大敗以來露艦隊は全く制海權を失ひ加ふるに金州灣海水の深さは此處に多數の砲艦を入るゝを許さず、從ひて砲火を以て陣地の防禦を掩護するを許さざりき。本日開廷を告ぐるや、前セバストーポリ艦長エッセン海軍少將はフォーク將軍の爲に最後の辯護を試むべく先づ席を立てり。其の證言に據れば、ウキットゲフト提督は陸戰隊掩護の爲ボーブル號の外他の砲艦を金州に派遣することを承諾せざりき。蓋し提督は、是等の砲艦が旅順に歸航の際敵の爲に斷絕せられんことを恐れたればなり。エッセン中將の證言終りてステッセル將軍は、アレクセーエフ太守が旅順に來りし時金州戰鬪に向けらるべき艦隊の掩護に關して彼が如何なる指令を與へしかとの質問を提出して、證人(エッセン)の答辯を許さんことを判士長に請ひしも、判士長は之を却下せり、それよりフォーク將軍の辯護人は、起訴狀に於て將校下士の志氣を沮喪せしめたりと記されあるフォーク將軍の行爲に就て、旅順衛戍軍の將校等を次回に於て審問せんことを申請したるも是れ亦却下せられたり、最後にステッセルの辯護人は、起訴狀に於て有罪の項目と爲れる彼の金州戰鬪の際に於けるステッセル將軍の處置に就て辯護する所あり、是れにて金州戰鬪に關する裁判の審問は全く終りを告げ、次回よりは愈本件の骨子たる旅順開城事件に移りて裁判の光景は辯論の步調と共に益佳境に入るべし。

## 輸入園藝農產物需給(狀況)(續)

其二 外國輸入のもの

果樹に在ては柑橘類を除て其他總てのもの、蔬菜總て、花卉多少を問はず總て特種のものに在ては松、ポプラ、櫟、桑、杞柳、橙、明石屋樹等

右に揭げたる韓國在有の果實、蔬菜、花卉類のものを以て直に園藝農產物と稱する事は穩當を缺くが如しと雖も園藝の發達したる國に於ては各其固有の目的に於て栽培し相當に園藝農產物たらしむべきを以て茲に之を園藝に供し得べきものとしての意味に於て分類排列せり

韓國に於ては果樹は栗、梨、桃、李、胡桃、葡萄の類蔬菜に在ては白菜、大根、甜瓜、胡瓜、茄子、豆、豆芽、水芹、蕃椒、胡椒、蒜の類は其嗜好最も厚く需用隨て多ければ各地に栽培せられて稍園藝農產物たるの狀形を成せりと雖も其他のものは殆んど自然の生育に委し手入施肥等の行はるゝこと稀にして多くは山野水澤に自生するものを採取し之を自家の需用に供し又は都會に販出するに過ぎずして我國の現狀に比しては殆んど言ふに足らざるなり

第二需用狀況

(甲)果實

支那より輸入する果實の中、胡桃、及び銀杏は專ら淸韓人の需用に係り食用又は菓子の原料に供せられ又調理の用にも供せらる栗は生食又は乾食として糖料に用ふ砂糖なき韓國にては重要品にして需用多く內地產にて供給不足を告げ芝罘より輸入す餅に搗き混ぜ販賣せるを見る梨及桃は韓國產の果實に比し其味佳良なるを以て價稍高しと雖ども韓人は之を嗜好し賣行相應に之れあり其他の果實に至ては重もに日本人の需用に係り良果に乏しき韓國に在ては其需用最多し日本より輸入する果實の中蜜柑は最も韓人の嗜好に投し今日の狀態にては日本人より韓人に賣行く方寧ろ多額なるに至れり當業者の言に依れば昨年中蜜柑の賣行は韓人に七分日本人に三分と云ふ位の比例にして韓人の嗜好は漸次增進の傾向あり其他の果實に至ては主もに日本人の需用にして韓人には賣行極めて僅少なりと云ふ(未完)

## 文苑

佳羅丹之歲　玉井南軒

滿國颯颯城に行く友を送る

颯颯の城とし聞けば君が名も高きの容に立ちや舞ふらむ

歌をたづねて人來給ひければ

世を忍ぶ身にしあれ共敷島の同じ道行く人ぞ戀しき

## 小說

## 紋のみだれ(八十二)

永井櫻園

山田の病氣は、醫師の治療と、清之助の心盡しとで、日を追ふて快方に向ひ、家を構へてから二週間の後に眞箇全快した。と、同時に展覽會へ出品した畫が、八十圓と云ふ賣價を附してあつたを、さる外國の貴賓が買上げられたとかで、事務所から通知がある。禍福は糾ふ繩の如しと云ふが、山田の境遇は眞箇、災禍の苦難が去つて、幸福の續發するに至つたのである。けれども、醫師の忠告もあり、自らも注意して、四月一ぱいは病後の保養に務めて、好な彩管も手に持たず、日中は電車の便を



驅りて、所々の公園や、遊園地に氣を養ひ、夜は文藝美術の雜誌を繙き、時には人目に懸らぬやう、帽子を眉深に冠つて清之助が出勤する寄席へ行く事もある。清之助はまた、隙さへあれば、夜となく晝となく山田の家へ來て、世話女房の格で何彼と家事萬端の世話を燒くかと思へば、他愛なく山田の顏を眺めて、娘らしい仕打をして歸つて往く事もある。唯モウ戀と愛とのために理性も感情も犧牲にした姿である。口嚴しい、そして飲意漢の勇五郎が、なぜ夜となく晝となく外出するを、叱りも爲なければ、小言一つ言はぬかと云ふに、渠はこれまで飲みたい酒も充分飲めず、食ひたい魚も思ふまゝに食へない境遇であつたからこそ、一日も早く清之助の技藝を賣物にして、飲食の慾を恣に爲やうと、聞くに堪ない小言も言へば、見るに忍びない手荒な呵責も加へたけれど、今日では清之助あるがために、商業の資本を貸して下れる人も出來る、清之助も眞打の看板を揭げて女の收入さしては分に過ぎた報酬を得る。從つて飲みたい酒も、食ひたい肴も、美酒佳肴とまでは行かないながら、まづ十分に飲み且つ食ふ事の能得る境涯にまで達したゆゑ、彼も是も皆な清之助のお庇であると、心中清之助を神の如く拜むで居るので、設令氣隨氣儘な振舞をしても、以前の如く怒る所ではない、寧ろ笑顏に見過すのである。要するに、勇五郎は、己が飲み且つ食ひたる上に、其日々々を安樂に送つてさへ行けるなら、娘は人の妾にならうと、慰み物にされやうと、女德を汚さうと、設令淫賣に身を落さうと、其行爲の如何は問はないのである。

かゝる中に、四月も何時しか過ぎて、百萬の甍の波に、五月鯉が翻へる端午の節句を送り、早くも五月中旬とはなつた。清之助は床を離れると朝湯に往つて、美しく化粧を濟ますと、朝飯も食べないで、欣々と家を出掛くるのである。すると勇五郎は

「縫や、外に出るんなら些と待つてくれ、少しれ前に相談があるぢやで」

と、引留める。清之助は柔順に

「然う、それじや話を聞いてからに爲るわ。甚麼相談なの。」

と、勇五郎の前に、亂次く坐る。

「まあ、寬々話すから、然うそわ〳〵せずに、お茶でも飲みながら、ゆつくり聞くが可い。」

と、傍に有合ふ茶器を取つて、茶を容れて清之助にも與へ、自らも飲む。勇五郎が沈着拂つて、容易に話し出さないゆゑ、何か些とした話であらうと、然ほどにも思はなかつた清之助は、扨は自分と山田との關係を知つて、其の意見でもするのかと、漫に胸が打騷ぐのであつた。

# 韓人の運命

大隈伯爵談

本篇は早稻田大隈伯が峯岸本社長の友人黒澤氏に向て爲されたる談話の筆記なり今本日の社説に代ふ

余は嚮に韓國救恤の爲め東京經濟雜誌上に發表したことがあつた、昨年春頃東京經濟學協會が開會せられた節余も亦招かれて一場の演説をしたことがある、其時韓國から歸られた峯岸繁太郎君は余の曾て經濟雜誌上に發表した「根本に於て韓國人救ふべし」と云ふ趣旨に大反對の演説を試みた其論旨は『成程韓國人救ふべしと云ふことは一寸聞くと良いことで人道上から行けば左ふ云ふ話であらふと思ふが斯る意見は現在及將來に於て我政策を誤つ基となるのであらふと思ふ』と云ふことであつた、今に於て思へば成程峯岸君が言はれた通りであるかも知れぬ

元來日本人は馬鹿正直である、英國が印度に對する植民政策を見ると隨分殘酷の者である、今日印度には百數十の大學がある、其印度人は高等の教育を受けて英語は實に巧妙なる者である、然るに是等の大學では決して科學を教へないのである、それだから印度の學生は高等なる科學を研究せんとすれば外國に出て學ばねばならぬので、日本などにも來て居る譯であるが、又英國では印度の新聞記者を或る騷動の時などは訊問もせずに牢屋へ押し込めたこともあつた、隨分其遣り口は斷平たる者で、日本が韓國に對する如き者ではない、それだから余は日本人は馬鹿正直であると云ふのである、要するに韓人は日本人の間に伍して居つては、生存競爭の結果到底優等の地位は得られまい、先づ差當り良なる勞働者と爲るの運命を有すと謂はなければならぬ云々

## 失題

▲國光の發揚には最も重大なる努力をなし論功行賞には過大なる重恩を受け、安息の地を求めて保護國に來れば、無限の權力を有する官吏の横暴によりて、立憲國民の人格は消滅し、幾多の權利は韓人に蹂躙せられむとす、何ぞ夫れ慘なる哉

▲餌を撒して魚の鉤に懸るを望み、門を鎖して人の來るを喚び、利益と人權とを無視して、良民の移住を獎勵する、何ぞ夫れ愚なる哉

▲吾人の政策と吾人の意志とを解するもの、夫れ唯一人のみと、日本語を解する成上りの一韓大官に貸與せず、十萬の在留民、幾年在留するも終に其眞意を解する能はず、何ぞ夫れ拙なる哉

▲當局者は手を廻し、尺を擬し、國民義憤に繋ぐ、國民義情をして挽回一致、犠牲を被り、重を負ひて事に當る、國光初めて外に發揚する一再ならず、何ぞ夫れ暗なる哉

▲國民義憤の結果は、國威隣邦國上に振ひ

失敗に失敗を重ねたる爲政者は、勤儉年金の爲め肥馬を驅り、却て國民は其責として重税を課せらる、何ぞ夫れ虐なる哉

▲軍備内に充實し、國民外に跳梁す、開拓の良民幾多の生命財産を損し、堅實の良民長く飢饉に迫る、何ぞ夫れ殃なる哉

▲中央の操縦地方に波及するは、水中に石を投ずるは、波之に隨ふ如し、之を事前に防ぐ不可能の事にあらず、而して當局者事後に狼狽す、何ぞ夫れ昧なる哉

## ▲北鐵問題と政大

東京電報

政友會大同倶樂部は北海道鐵道救濟問題を否決するに決せり（二十五日午後發）

●韓太子の電音　一昨二十四日午後九時三十分韓國皇太子より太皇帝陛下へ宛て左の電報ありたり
無事今朝九時葉山に行き日本皇太子殿下を訪問し非常なる待遇を受け午後五時歸る御承知を乞ふ臣垠

●太皇帝の返電　右に對し太皇帝には同夜十一時二十分韓太子に宛て左の電報を發せられたり
電報は毎晩見る其間無事なるを知る毎日の事甚だ欠然自今も益々自愛せよ南闕

●大臣會議　李總理大臣以下各大臣は昨日午後一時より統監官邸に於て開會せり

●參與官會議　昨日は參與官定例會日なるを以て統監官邸に於て午前十時より開催したり石塚長官代理は病氣の爲め缺席したり

●和蘭領事館設置　アン、アンメル、ファン、ラウァン、レクト氏は今回日本全國韓國及び關東洲を管轄する和蘭領事館に任命せられ去る十八日付を以て御認可狀下附相成たる旨其筋へ通牒ありたり

## 私立學校撲滅説

聞くところに依れば韓國政府にては今回何か私立學校を撲滅することに決定したるが其手段として傳へらるゝ所に依れば政府に採用する韓人は官公立學校出身者のみに限り私立學校出身者は採用せざるなりと云ふ右は主として私立學校に學ぶところの者は米英佛等の基督教主義の私立學校に多きに由ると云ふ

●南韓鐵道測量　過日南韓鐵道豫定線江景方面踏査中也同方面の踏査を了し歸り種々の準備を整へ測量に着手し成鳥致院に至る間の期は約二ヶ月後なり守備隊より兵七名附すと云ふ

●群山港灣改築申請　群山港は遠淺の爲め滊船の出入乃至乘客の上陸貨物の陸揚等に非常の不便を感ずるを以て同港在留の邦人及び當業者間には同港の一日も早く改築せられ此等の不便を除去せんことは多年の希望なりしが四元群山税關長は過日關税局に出頭し港灣改築及び燈臺建設の件に付申請する所ありし由なるが港灣改築に就ては經費其他の點より實行するや否は確定せざるも燈臺は近々中建設することゝなるべしとのことなり

●暴徒討伐別働隊　全羅南北兩道に於て暴徒が其勢力を振ひ猖獗を極めつゝあることは過日の紙上に報せし如くなるが韓政府に於ては此暴徒討伐に就て現任の巡査隊にては到底鎭壓し能はずとでも思ひしか今回解隊士官金東赫金龜鉉趙羲甲等を警視に採用し同下士を巡査に任し五十名の定員を以て一の暴徒討伐別働隊なるものを組織し之が隊長に現役正尉權重林を以て充て警部安藤友熊巡査部長一名を參謀として去る二十一日伊勢丸にて群山港に着し直ちに全州に趣きたり全州着の上は同地にて元全州隊の下士を募りて巡査に採用し光州方面に向ひ全羅南北道に於ける暴徒を討伐すると云ふ右に要する武器彈藥は韓馬八駄とし群山守備隊兵士護衛の下に二十一日光州に向け輸送したりとのことなるが首尾能く討伐の功を奏するや否未だ知るべからざる也

●鐵原地方の民情　由來江原道鐵原地方は人民の氣風殺伐にして排日の思想を懷く者多く暴徒蜂起以來討伐隊の行動上不便少なからざりしが鐵原に憲兵隊駐屯後は隊長大田中尉非常なる熱心を以て良民の保護懷柔に努め絶へず管内を巡視して人民の誤解を釋くに力を致したる結果大に悦服し人民間の爭の如きも同隊に申告して其の裁斷を仰ぐに至りたる程にて民情極めて平穩に歸したりと云ふ

●暴徒と税務　暴徒蜂起以來其の經濟上並に行政上に及ぼせる影響は多大のものなるが殊に直接國庫の收入に影響を來せしは徴税上の不便にして啻に税金徴收の不能なるのみならず地方税務主事（韓人）中には暴徒の來襲に藉口して徴收せる税金を着服せる疑ある者往々にして監督官廳に於ても其眞想を知るに由なく困難を極め居れりと云ふ

### 暴徒討伐情報（軍司令部着）

▲全羅道の暴徒は三派より成る　元來全羅道の暴徒は金有成、奇三衍及金大元の三派より成り其根據地は從來金有成は茂長高敞會附近に奇三衍は長城淳昌附近に金大元は咸平靈光羅山附近にありて李進士、李大局等の賊魁は金大元の一派に屬せり三派必らずしも互に氣脈を通じ居る模樣なきも兵力は各二百内外を有せり

▲一時平穩なり　前項暴徒の三派は共に光州部隊の討伐と舊正月の爲め分散して家に歸り其根據地たりし長城羅州以西の地區は一時平穩なり因に奇三元は近來討伐隊の手に殪れたりとの噂高し

▲暴徒喪服に扮裝す　潭陽、淳昌、昌平、陵州、同福、及長興附近の暴徒は群中にあるも一般に喪冠類似の竹帽を冠し居れるが隱匿徘徊せるに多くは姿を喪服に扮裝し出沒自在なり

▲首魁群山に入る　熊浦に於て日本人後藤某を殺害したる暴徒巨魁金時同（二十一）は目下群山に入り込み居れりと云ふ

▲暴徒と混戰して我兵負傷す　二月十五日暴徒約百淳昌北方を通過し泰仁郡永洞に向ひ行進せるを知り討伐隊は葛潭を發し午後七時三十分永洞に着し約七十の暴徒は村端に據り防戰す討伐隊は少時射擊の後突擊を行ひ混戰約一時間にして遂に其十一を殪せり我兵一負傷首魁は金鳳基にして鹵獲品は火繩銃十二雜品若干

▲暴徒混亂死傷二十三名　五舍洞南方谷地無異該村附近に暴徒宿營しあるの情報に接し十四日討伐隊は同村西方七八百米突に於て暴徒の歩哨と衝突し之を追尾急行同村に逐するや賊は周章混亂を始めたるを以て攻擊を加へ潰走せしめぬ賊の兵數は五六十にして死體八負傷十五鹵獲品は火繩銃六彈藥若干

▲賊の出沒は無根　牙山灣淺水灣附近に賊出沒するの通報により之か討伐を兼ね調査をなさしめたるに事實無根にして該地附近は全く出沒することなし

▲賊十九を殪す　十九日午後四時討伐隊は沙村南原東北四里の處にて賊七十を攻擊し十九を殪し多數を負傷せしむ鹵獲品銃二十三刀三槍一、火藥、印鑑書類雜品夥多なり

▲暴徒穴居す　竹山陰城間の山地には百名以上の暴徒穴居せるものゝ如くなるを以て討伐隊は偵察の爲め出張せり

●松井局長の消息　南韓視察中の松井警保局長より昨日内部に宛左の電報ありたり
十六日羅州着十七日光州に至り十九日木浦着便船なき爲め二十三日出發群山着觀察使近の狀勢を視察し兩班二百四十餘名を招き天野理事官、韓書記官、李府尹等も同席の上時局に對する所感を交換し地方民の傾向を知るを得たり本日全州に向ふ

### 甲山暴徒の歸順交渉文書

甲山の暴徒首魁車道善以下二百卅二名が歸順の交渉を開始したる事は當時甲山電報によりて報導し置きたるが二月六日車道善が甲山守備隊に致したる文書は左の如し

這般の義擧や敢て我安山のみに非ずして十三道に亘りて然りとす而して天一進會徒を殲せんとするや我をして義を安山に擧げ會徒を剿滅し以て國運を回復せしむ豈人の勸告の故を以て敢て和を講じ以て天意に戻るべけんや惟不忠赤子屬々皇上の詔勅と恤澤とを奉じ伏して惶悚に勝へざるもの者あればなり此の時に當り甲山部の最年長者四位風雪を冒し馳せ來り理を以て勸諭するあり誠に拒絶するに忍びざるものあり依て死を許さんと欲す而も我砲軍義の在る所を體すべく條約書は日韓官憲に致し斥くるなくんば歸化すべし

一、這般諸砲の義擧たるもの排日の心に出でたるに非ず貴國の賊一進會徒を滅ぼし國運を回復せんとするの義心に出でたるものなり嚮きに會徒砲殺の擧あるに當り日軍來りて我を襲ふなくんば何ぞ相戰ひ相殺傷する事わらんや以後日軍我を襲ふ事なくんば我亦日軍を襲はず而して彼我相殺傷するなくんば歸化すべきこと

一、噫彼れ一進會徒は異に所謂兩國間の蝙蝠なり前に露軍勢力を得たる時は建義員と稱して之に阿附し今や即ち一進會と稱して日軍に附き擅に奸を行ひ遂に此の無益の戰鬪を生ぜしむ凡そ彼等の行動たる總て之れ兩國間の蝙蝠にあらざるはなし今約成りて相和せば悉く銃器は各其元主に還付し歸家狩獵して其堵に安んぜしめ以て蒜蚌の爭をなす無かる可き事

一、國賊一進會徒は城中に仕せず又各村の會徒は自家より外出せずして其業に勤め其行を正ふせば我等砲軍何ぞ殺害を加へんや而も會徒にして前習を改めず依然悖行をなすが如くんば砲軍は更に起りて咸な其黨を滅すべく此の條約は直ちに破棄せらる可し以上の條約に違はゞ直ちに歸化すべし

隆熙二年正月初二日

| | |
|---|---|
| 擧義大將 | 車道善 |
| 書記 | 李聖澤（花押） |
| 檢査 | 金德貞 |
| 同 | 李根植 |
| 中大將 | 高雲鶴 |
| 同 | 文基俊 |
| 同 | 韓永俊 |
| 小隊長 | 張基雲 |
| 同 | 金明允 |

右の交渉をなしたる以來一兩回彼我書面を以て交渉を重ねたるも我官憲は銃器を提出して歸順の誠意を表するに非されば一切其の交渉に應ぜざる方針なれば容易に解決せず二月十六日には甲山守備村山中尉は北青の西北二十里新豐里にて車道善に會見したるも未だ解決せず然れども此の交渉開始せられてよりは同地方各方面の暴徒横行少なく一進會員の被害なきが如しと云ふ

### 京城民團通常會

京城民團役所に於ては來る二十八日午後六時より民會を召集し四十一年度豫算及び其他に就て民會を開くことゝなせり其議件は左の如しと云ふ

一、第二小學校設置の件
一、民團立高等小學校改稱の件
一、高等女學校設置の件
一、民團立高等女學校附屬幼稚園設置の件
一、民團吏員交際手當及舍宅料給與規則改正の件
一、民團立小學校職員手當及舍宅料給與規則制定の件
一、民團立小學校授業料及保育料の件
一、徴收規則改正の件
一、漢城病院職員往診手當及舍宅料給與規則改正の件
一、四十一年度歳入出豫算
一、四十一年度民團特別會計漢城病院歳入出豫算の件
一、民團債起債の件

### 仁川通常民會

豫報の如く昨日午後四時より仁川民團役所に於て四十一年度民團豫算其他に關し通常民會を開會したり

●仁川會議所總會　既報の如く仁川商業改良會は昨日午後一時より總會を開き會則を議定し會名を實業同志會と改め終つて評議員十五名を選擧して豫定の如く會長副會長各一名を互選せるが滿場一致を以て會長加藤太郎氏、副會長伊藤武彦氏を選び午後八時無事解散せり

●税關見張所設置　仁川税關が小月尾島頭に見張所を設けたるも寒氣の爲め未だ之を使用し居らざりしが今回其周圍の硝子を二重張となし近々に監視人を出張せしめ出入船舶を見張る筈なりと云ふ

●旭公園の檢分　市原、熊谷、和田、中村、清水、小田柿、三好、阿川、西尾、三島、木村、矢野等旭町米倉町有志二十餘名の發起にて出願中なる旭公園の經營に付ては目下三浦理事官より漢城府尹に交渉中なるが漢城府も大體に於て贊成し二十三日午後二時中村副理事官參書官金宇鉉外數名の諸氏立合の上西尾氏の案内に依り土地の檢分を了したる由不日認可の上は直ちに道路及公園設備の工事に着手し城外壁外の桃花滿開の頃迄には概ね竣工せしめ盛なる開園式を擧行する計畫なりと云ふ尚同公園大體の設計を聞くに道路は南大門より城壁を傳ひて上る者と旭町一丁目民役所側より入り小田柿氏所有地側を經て上る者と二丁目理事廳角より入り鍋島氏邸の側より峯傳ひに上る者との三線を開築し運動廣場を三個所四阿家十個所を置き茶店植木屋テニス場等も開設する筈なりと云ふ

●外國行小包郵便　本月中旬十日間に仁川より諸外國に仕向けたる小包郵便物は百十八個にして價格三百十二圓なりしが仁川に輸入されたるものは四百三十五個にして價格二千二百五十八圓其税額は百七十三圓なりし

●鐵道基督青年會　龍山鐵道構内元酒保跡局員集會所に於て本日午後七時より韓國鐵道基督教青年會を開き東京番町教會牧師綱島佳吉氏の「戰後の國民を論じて韓國に及ぶ」と云ふ教育に關する演説ありと云ふ

●青年會演説會　廿二日午後七時典洞青年會場に於て演説會を開く會する者二百餘名辨士旅相諸は凡そ如何なることにても忍耐すれば勇進すべしと説く辨士康大楨は忍耐なるものは勇進より發するものなりと反駁せり終つて九時半閉會せり

●榮湖學會演説會　廿二日獨立館國民演説臺に於て榮湖學會學術演説會を午後二時より開催せり會員中には金嘉鎭、尹雄烈、甲泰熙等名にして會員大凡百名聽衆二百五十餘徐干淳外中流以上のもの尠からず集會の目的は學術に關する演説なるも往々政談論議に渉りたることありしも聽衆には波動を與へたる模樣なく午後六時閉會せり

●杜洞住民と李載覺氏　東署杜洞の居民等は曾て記したる如く杜洞會なる一の公共團を組織し各應分の義捐に依り同洞内の道路橋梁の修繕及び夜學校費に充てんと決議したるを以て其幹事等は之れが寄附帳を持廻り各戸より寄附を得つゝあるが中にも義陽君李載覺氏邸に至り寄附を仰がんとせしに氏は皇族の一員にして多少の寄附をなしても差支へなき身分なるにも拘らず幹事等に向ひ最も侮蔑したる口吻を以て之れが寄附に應ぜざりしとのことにて同洞民は非常に憤慨し居れりと

●龜山釜山理事官　上京中なる釜山理事官龜山理平太氏は來三月一日出發歸任の筈

●細井屬の出張　統監府屬細井清八氏は鎭南浦、平壤、新義州等へ出張を命ぜられたり

●上野氏の出張　統監府屬上野弘一氏は元山、城津、清津の各地へ出張を命ぜらる

●稻垣屬七氏の出張　統監府稻垣屬は鎭南浦、平壤、新義州の各地へ出張を命ぜられたり

●銅峴學童の種痘施行　警視廳にては時節柄一昨日より昨日にかけ南部警察署銅峴分署所轄内韓國公私立學校の學童に對し山本囑託醫をして種痘を施行せしめたるが成績は極めて良好なりといふ

### 近事片々

▲暴徒の爲に殺害損害を受けし邦人に同情は寄するが賠償は不可能と鶴原云ふ咄々

▲亦曰く僻陬の地に迄保護行屆かずとは何の瞞語ぞ始より此事が分らぬか迂濶極る咄

▲新協約當時此事あるべきは瞭然其設備を閑却して保護屆かずとは餘りに厚顔也咄

▲保護の屆く處と聞れて南山の頂より本町寺邊迄と答へしと豈夫猪口才益々窮せり

▲斯る無責任不親切なる官吏を政府委員として議場に辨せしむ被害邦人こそ氣の毒

▲韓國本位の爲には被害邦人の如きは毫も顧るに足らずと云か在留十萬同胞憤起せよ

▲寺内陸相迄が暴徒の鎭定近きにあると語る如何に糊塗に勉むるも事實を如何せむ

▲鶴原君如何に失政を蔽はんとするも事實瞭然近頃在留邦人の被害は益々增加せり

▲然るも蛙面此事なしと斷言する平世の中に迂濶不眞面目で横着なる程困る者なし

▲大隈伯曰く政治の日本と戰爭の日本とは別國の觀ありと説破す我國頂門の一針也

▲維新以來の經過を見る政治で失敗して軍隊で尻拭ひする對韓經營亦た此感あり

▲官憲側には眞個韓の國情を知るもの稀失敗の因茲にあり片々子に入門しては如何

▲齋藤中佐間島問題に毅然たる所置をなさんとするも統監腰弱にて斷せずとは眞乎

▲左顧右眄何事にも果斷を欠ぐは伊藤公の常間島問題に對する亦然らむ深慨千萬也

▲大韓毎日申報日米戰爭の報導を掲ぐ斯紙好で言ふ處なるが馬鹿げた煽動は見苦し

▲公明なれや大韓毎日子希望するは堂々たる論議也如何なる反對説も謹で拜見せむ

▲韓人間に日米戰爭談囃さるは無理もなし先覺者たる新聞迄が異個の吹聽は恐入る

## 秋月菊の傳 其十六

紫生

れとみが酷虐の手を放れて淺岡樓に藝妓の仕込みとして住込みたるお菊は姉さん連の使ひ歩行きや小用達しに甲斐〴〵しく立ち働くにぞ藝妓連も調法がりて何かと目を掛けいたわり呉るゝにぞ今は却々に心安く安堵の胸撫で下せしも束の間にて前にも記したきし如く何うしたものか遊藝の道にかけては呑み込み遲くして忘れつぽきに機轉利きたる取り回しの小供に似氣なきに惚れ込み眞實我が妹の如く愛しみつゝある甲乙も始めの程こそ歳の故と飽かず面倒見て呉れしが餘りのことに業を煮し暫くの間に誰あつて稽古を附けて下るゝものなくお菊はんは兎うも藝妓になれやへんよつて三味線のお稽古するよりも飯炊くことでも精出しなはれと唇反して言ひ罵しると言ふ始末にて他の朋輩のお稽古する踊りの手振り三味線の音色に聞き惚れて羨ましいやら口惜しいやらで泣いて暮らして居るぞとは知るや知らずや市作おとみの兩人は漸く店も繁昌して生活向きの豐に成り行くに連れ例の贅澤手慰さみに自然營業はお留守となる賭博の方では箇同樓出れば取らるゝ有様に僅かの間に玉ころがしの店さへも何うやら落城間近しと見へにけるが斯くても其手慰み思ひ止まらんとは得せず元手に窮したる時折は淺岡樓にお菊を訪ひ三錢五錢貰ひ貯めたる小遣錢さへせびり取り尚は飽かずして女將に泣きつき一圓二圓と貰ひ受け夫婦が飲酒の足し前とすることも幾十回傍若無人の振舞に淺岡にても元來お菊は仕込みとして抱へたるものなれど生れ付いての不器用にて到底物になるべしとも思はれねば一旦縁あつて抱へたものなれば藝妓には成れずとも目端しの利いた敏捷さに取り柄もあれば行末は仲居として働かせたとて双方に決して損の立つことならずと思ひ居りしも市作が餘りの振舞に前貸しとても僅かのことなれば寧そ暇を出した方が後の面倒なくて可かるべしと相談一決しお女將はお菊を膝近く呼び寄せ以上の理由云ひ聞かせ暇を出す旨云ひ渡せしにお菊は寢耳に水のことなれば兎角の應答も頓には出で得ず暫しはお女將の顔打ち成り喪心の仕たる様なりしがお菊も今は十歳の此所を出されたる曉の其將來はと思ひ付きたる一刹那堪へずやありけん兩の袂に顔打ち蔽ひ女將の膝に打伏して歯を喰ひしばり身悶へして泣き沈みたる哀れの様に何とは知らずお女將さへ、そゞろ涙のさしぐまれつ其背を徐かに擦りつゝ泣いて居ては譯けが分らぬ此樓を暇出さるゝこと何故夫れ程辛いのかと言葉優しく問ひかけしにお菊は漸う顔を上げ在りし昔しの憂さ辛さ悲しき節の數々を包まずこゝに物語りぬ

## 暴徒砂金鑛事務所を襲ふ

暴徒歸順の數は日を追ふて加はる、而して之が鎮靜は決して遠き將來に非ざるべしとは近者當局者の辭を壯にして口にする所なりされど悲しむべきには事實は之に反し却て彼等は彌々其の威を逞ふし其の勢を張り跋扈陸梁日を追ふて益々横暴を極めんとす、見ずや現に金海郡及び惠山鎭の邦人被害の如きは殆んど暴徒發生以來の一椿事にはあらざるなきか記者は與に我が當局者の徒らに言を美にして外觀を衒ひ毫も之が實行の見るべきもののなきを慨かずんばあらざるなり閑話休題今左に彼等暴徒が我が邦人の經營に係る龍潭砂金鑛事務所を襲ひし一椿事を報道すべし昨年九月以來數回の賊襲を蒙りたる京畿道漣川郡龍潭砂金鑛事務所が今回又もや暴徒の爲めに襲はれ多大の損害を受けたる模様を聞くに本月十五日同事務所鑛夫監督佐野芳太郎なる者同所据へ附けの風呂釜を修繕せんが爲め韓人金某を伴ひ同所より約二里を距つる韓人部落に赴きたるに十八日に至り右の韓人のみ歸り來りたれば所員は氣遣ひ佐野は如何にせしやもし途中暴徒にでも出會し殺害せられしにはあらずやと聞ひしに韓人の言ふに同人歸途豐田より間道を取りて歸所せし筈なり餘の事柄は更に知らずとのことなるより同所主任荻尾末吉氏は大に疑を起し直ちに邦人事務員一名に右の韓人を先導とし之が捜索に從事せしめしに更に要領を得ざりしが其の際地方韓人の語る處に依れば十六日數十名の暴徒豐田より東約一里の元山街道なる一韓人家屋を燒き主人を慘殺したる由なれば多分同人も賊の爲め殺害せられしものならんとのことなりしが時既に日沒に近きを以て一時搜索を見合はすことゝなし一行は歸路に就きたるが此の不在中一名の事務員は鑛區巡視監督に出で只一名の鑛務員のみ留守を爲し居りしに午後に至り約三十名の暴徒突如として龍潭里の北方冷井里方面より襲來し同事務所の裏手なる小高き山上より猛烈なる一齊射撃を試みたりしかば鑛務員は驚き附近の山中に避難せしが時を移さず暴徒等は事務所に闖入し同所備へ附の銃器五挺軍刀四振現金六十餘圓及び砂金百匁在中の金庫並に書類一切其他雜品悉皆を掠奪して引揚げたり折柄搜索の一行は此の場に歸り來りて大に驚き早速鏡原なる憲兵隊並に芝浦守備隊に急報せしが兩隊は直ちに馳せ來り變裝隊を組織して[illegible]之が賊徒の踪跡を尋ねしも遂に得る處なくして引き返せり此の騷動の際鑛務員川波秀雄氏は大腿部に貫通銃創二個所及び多數の擦過傷を蒙りたりと而して茲に不幸中の幸といふは數日前諸支拂の爲め多くの現金を支出し爲めに在庫の金僅數十圓に過ぎざりし事と當時同所經營者淸水房吉氏は病氣の爲め京城の自宅に歸り居りし事等なり尚當時從業中の多數の韓人鑛夫等は何れも銃聲に驚きて附近の山間に逃走し又邦人鑛夫四名は事變を聞きて事務所に歸らんとせしも此の時賊は既に所内に闖入し居り且つ備へ附の武器を悉く掠奪されしを以て赤手空拳如何とも爲す能はざりしと因に同事務所は以前數回暴徒の爲めに襲はれ既に四千餘圓の損害を受けたるが今回の損害も千圓以上なりといふ

## 無頼漢退治

南部警察署が無頼漢狩をなす由は既に記せし處なるが爰にまた廣島縣佐伯郡深江村の者にて當地本町九丁目に住する樋口甚兵衛といへるは去る三十八年三月二十日仁川領事館に於て地方安寧を妨害するものと認められ三年間退韓處分を受け未だ其期間中のものにして本町七丁目の博徒の親分と稱する床梅事曾根田梅吉と兄弟盃をなし賭博を本業とし料理屋飲食店に至り無錢飲食をなし暴行の氣勢を示して良民を迫害し△福岡縣門司市宮ノ下の者にて今井茂十郎といへるは若松町の石工と稱する山口勝吉方に滯在し賭博を常業とし前記樋口甚兵衛及び其の乾分二三名と共に去る十四日午後十一時頃京城長谷川町二丁目飲食店森常吉方に於て賭博の末金錢の受授より紛爭を生じ列座せし曾根田梅吉の乾分某を毆打せんとして樋口と共謀し某を戸外に誘出したるも樋口及び其の乾分等はピストル及び刀を所持し居りたるより森常吉の妻が暴行の氣勢あるを覺知し戸締をなしたる爲め某を毆打するの目的を遂せざるより樋口等はピストルを二發發砲し一彈は森方の戸口を貫きて硝子障子を破りて屋内に通り一彈は鴨居に當りて幸に負傷者なかりしを以て今井の親分とする山口勝吉及び龍山の永井某が仲裁に入り訴訟沙汰にならずして己みたり次に同樋口甚兵衛方に滯在する廣島縣佐伯郡深江村の濟本近市同く樋口方に滯在する山口縣下關市新地の重松長之助の兩名も樋口の乾兒として賭博を常業とし屢々粗暴の行爲あるを以て何れも保安規則第一條により二十日以内に生業に就くべき旨を命ぜられたるが斯くと聞きたる幾十の博徒等は斯くも警察署が嚴重に取締を爲すに於てはこの京城に長居はならじと續々平壤仁川開城等に向け遁逃する由寔に結構のことゝいふべし

## ●風呂屋荒し捕へらる

舊臘來京

仁川の風呂屋に於て盜難に罹れる者多きより其筋にては百方手を盡して其の犯人の檢擧に力めつゝありしが爰に山口縣下關市豐前田の者にて山崎良一（二十）といへる者刑事の手にかゝり同人の自白する處によれば一月七日午後三時仁川宮町一丁目仁川湯に於て井上武門が箱中に脱ぎ置きたる同人所有の銘仙縞綿入一枚外五點を窃取し又十二日午後七時頃京城南大門外[illegible]湯に於て伊藤淸治の入浴中其の衣類と共に約束手形三百圓の分一枚と金五圓餘在中の紙入一個外四點及び氏名不詳所有者の金二圓在中の墓口一個を窃取し又十六日午後四時頃龍山元町三丁目の元町湯に於て河越藤之進の脱ぎ置きたるインバネス一枚を窃取し又十九日午後三時頃仁川本町一丁目吉野湯に於て浴客の脱ぎ置ぎたる衣類内より小野榮之助の所有にかゝる琉球羽織一枚金四圓餘叶山六郎所有の銘仙羽織一枚金縁眼鏡一個及び高瀬武禎所有の銘仙絣袷一枚を窃取し又十六日午後八時頃京城南大門外なる旅館東洋館に於て今西源之助が脱ぎ置きたる着物の袂より金四十七圓餘及び汽車積手荷物の相鑑在中の鰐口一個銀側時計一個を窃取し又同夜前記の相鑑を持て南大門驛に至り今西源之助所有の黑羽二重羽織外十三點（此價百七十二圓）在中の柳小李一個を窃取し又二十五日仁川京町三丁目下宿屋宮島市作方二階に於て林治郎吉所有の目覺時計一個を窃取し又一月二十日仁川花町三丁目雜波湯に於て手島伊三郎所有の金二圓九十錢在中の鰐口一個を窃取したりといへり斯く惡事も度重なれば露顯せずして叶ふべき早くも刑事の着目する所となりて此程逮捕せられ去る二十二日檢事より起訴せられたり

## 負債の爲め自殺を圖る

西大門外西部盤松坊京口契七十四統一戸雜貨商朴有萬（二十八）は性質極めて小心にして平素些々たる事に氣を採む男なるが昨曉同人方にてサモ苦しさうな唸き聲の聞ゆるにぞ近所の者は何事ならんと驅け付け見るに這は如何に朴は今や阿片を仰ぎて四苦八苦の最中なりければ早速其の附近に住める同人の姉を迎ひ來り一方警察署に屆け出でしより神吉醫師は巡査と共に現場に出張し手當を加へたるが何にさま多量の阿片を飲用せしことゝて生命多分覺束なかるべしと而して之が原因に就ては同人は平素より負債多く始終之を苦に病み居りしが現に一昨日は或る魚屋より代金を請求に來りしに支拂ふべき金の無く依つて店の商品を抵當として持ち去られしより或は悲嘆の餘り此の擧に及びしものなるべし

## ●七圓の無理借り

昨紙に警察署へ曳かると題し掲げたる本町一丁目の鐵冷礦泉の湯沒三村某といへるは福井縣の者にて名を米三郎（六十）といひ數年前より此の韓國に流れ渡つて一定の職業なく宜からぬことのみ爲して渡世する者にて彼が警察署へ拘留せられたる次第を探つて見るに旭町の廣安チヨといへるが同町の庄司チヨの所有せる純金指環二個を窃取し居ることを聞知し廣安方に至りチヨの内縁の夫なる彦次郎に面會して金借を申込み斯くいへば警察署へ密告すべきやうの口氣を漏らして脅迫し金七圓を詐取したるものにて直ちに拘留せられしなり

電話開通 電話三五八番

活版各種印刷
洋式帳簿製造

京城南大門通三丁目
タイガー印刷社
北嶋梅二郎

---

開業御披露

春未だ淺く四方の山々殘雪を頂き殊更ら風致よき南山は翠滴る松韻颯々こ琴の音を調ふる麓に新たに開きましたる和洋御料理香川亭は最も眺望に富む御座敷にしかも器物は一切粋を抜き藝妓仲居數人を侍べらして美味なる御料理調理方は華客様の御好みに應じますれば何卒れ引立あらん事を幾重にも希になんふ

和洋御料理
京城壽町一丁目(京城座前)
香川亭

---

陸軍免許人
蹄鐵販賣、裝蹄々釘
蹄鐵工裝蹄

乘馬用は別に定價表あり御依頼に應ずべし
氷上蹄鐵並裝蹄共 金六十錢
尋常蹄鐵裝蹄共 金四十錢
大勉强候也 當分の內御用相勤申
京城長谷川町一丁目四十二番
阿部合名會社出張所
裝蹄部

---

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候

資本金三百万圓
本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山 仁川 平壤 鎭南浦 安東縣

株式會社 第五十八銀行京城支店 (電話五八番)

爲替取組先
畿內 二十七ヶ所
東山道 十三ヶ所
山陽道 七十五ヶ所
南海道 二十三ヶ所
北海道 五ヶ所
臺灣 二ヶ所
東海道 二十八ヶ所
北陸道 十ヶ所
山陰道 十三ヶ所
西海道 三ヶ所
韓國 九ヶ所
淸國 一ヶ所

---

營業科目
活版活字鑄造
石版銅版
木版彫刻
コロタイプ版
寫眞版
諸帳簿
製本裝釘

今般日韓圖書印刷株式會社ヲ日韓印刷株式會社ト改稱致シ左記ノ處ニ新築落成仕候間倍舊御愛顧ノ程奉願上候也

日韓印刷株式會社
本社 京城明治町三丁目 電話(三二三番)
東京出張所 東京京橋區南鍋町一ノ十 電話新橋(三九六二番)

---

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候
資本金 參百萬圓
積立及繰越金 八拾萬圓

株式會社 十八銀行 京城支店
京城南大門通(電話四二〇)

本店 長崎市築町
支店 出張所
韓國 京城、龍山、仁川、木浦、釜山、元山、羅州、群山
日本 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐

其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候 (利息日歩壹錢四厘)
長崎貯蓄銀行代理店 (十八銀行京城支店)

---

新建築材料品種々

ラバロイド
金屬打出モナーク瓦
アスハルト並ニ工事
リサイト
一名防火ペンキ
アスプハルトフエルト
穴原木材防腐劑
米國製壁紙◎石綿瓦
建築用紙◎エナメル

本店 東京京橋區五郎兵衞町(特電本局九四三)
支店 大阪西區靱中通一丁目(特電 西 八九四)
同 横須賀市大瀧町(電話 一一一)
同 大連市伊勢町十一號地
同 韓國京城大和町一丁目
出張所 米國紐育市ブロンクス街九六

合資會社
亢原商會

---

株式會社 第一銀行京城支店

本店 東京市日本橋區兜町
內地支店及出張所 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京、新大阪町
韓國支店及出張所 仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、馬山、鏡城、平壤、大邱、開城、城津、咸興
淸國出張所 安東縣

電話番號 營業部 一一番 當座用 同 番 營業部 三三二番 國庫部 六一一番 用度係 六一二番 分析所 六二二番

總支配人 市原盛宏
副支配人 國庫部長 三島太郎
副支配人 調査部長 竹山純平
副支配人 營業部長 木村雄次

---

營業科目
土地家屋鑛山山林賣買ノ仲介
土地家屋鑛山山林貸借ノ仲介
土地家屋鑛山山林測量製圖應依頼
灌漑排水事業設計應依頼
土地整理並丈量應依頼
鑛山未墾地出願代辦
土地家屋登記賣買手續代辦
外國旅券出願代辦
新聞廣告取次
電話賣買取次
韓國に關する圖書雜誌閲覽
韓國に關する非賣出版書閲覽
韓國に關する本社調査書類閲覽
商品依託特約代理店ノ仲介

▲弊社は誠實秘密且敏速に業務を營む
●宅地及韓人家屋の賣物あり
●商店向其他の貸家あり
●鑛山の賣物あり
●耕地未耕地の賣物あり
▲弊社は各方面に渉り各事項を調査す

京城仲介社
本社 京城永樂町一丁目八番戸假事務所

支社
東京 東京麴町區富士見町 伊藤豐次郎
大阪 尼ヶ崎字宮町 由比昌太郎
仁川 仁川新町一丁目 遠藤喜平
釜山 釜山入江町一丁目 加納佐一
木浦 木浦山手通三丁目 谷垣嘉市
鎭南浦 鎭南浦西二丁目 古田稻甫
開城 開城西部 今福又三
水原 水原南門內 川口直三郎
元山 元山居留地 菅鶴平
鏡城 鏡城北門內 菅鶴支店
平壤 平壤大和町 佐久間賢次郎
大邱 大邱東門外 稻本新臣
龍山 龍山元町 吉岡一作

---

公告
宮內府所管不動産に付利用方希望者は其目的物並に利用方法を表示し實測圖を添付して帝室財産整理局長宛申請す可し
隆熙二年二月十八日
宮內府

---

內外婦人科
植村病院
南山町二丁目(電話三三〇)
毎日午後より種痘施行

---

▲貨物本船積卸
▲龍山行運送 其他近海の外右に關する一般の事務
仁川港仲町二丁目
福島組 (電話五三五番)
同 波戸場出張所 (電話五四二番)

---

原金旅館
本店 仁川理事廳通(電話三二一番)
支店 京城南山町(電話一〇七番)

---

日本漬 澤庵大賣出し
味噌醬油製造
乾物荒物鑵詰
銘茶食料雜貨
漬物問屋
京城本町五丁目
大上商店 (電話二五二番)

---

一鐵道貨物取扱
一稅關保稅貨物取扱
迅速に確實叮嚀を主とし御取扱可申候間多少に不拘御用命奉願候
仁川停車場上
小宮山 通關運送店
京城南大門外御成町五十番戸(千葉舘前)
同 支店 取次き(電話一二九番)

---

銘茶販賣
專業
京城本町五丁目
富士の里茶舖

---

和洋御料理
並にかきかまめし
外に洋食、すし
一皿ニ付金十五錢
京城本町五丁目 釘本商店前入
あづまや

---

著名産婆案內 いろは順

伊集院兼子 內務省免許 京城明治町二丁目 (電話架設中)

伊藤智滿子 內務省免許 京城旭町三丁目

岩永滋野 內務省免許 京城明治町一丁目 妊婦産婦マッサージを要す

濱崎辰子 內務省免許 京城壽町三丁目二十六番地

堀越直子 內務省免許 京城本町五丁目(釘本商店横入)

若原順子 京城本町貳丁目 三井物産會社構內三好方

田淵左姬 明治二十五年開業 內務省免許 京城本町六丁目

土山峰子 內務省免許 京城本町四丁目三十番地 京都帝國大學病院産科婦人科勤務を辭し肩書の處へ開業致し候

山鳥ウタ 內務省免許 京城旭町通二丁目五十五番戸(民役所の西側)

築山久野 內務省免許 京城壽町一丁目(坂井病院內) (電話二二六番)

松尾のぶ子 內務省免許 京城南大門外 雜貨商池田商店前入

淺野くわ子 內務省免許 京城日出町小學校前 文具商酒井秀榮堂內

官許 胞衣取扱所 三池鶴代 內務省免許 京城明治町三丁目一番地

杉原花子 明治二十四年開業 京城南山町三丁目(日本人倶樂部上)

---

毎月廿八日 一割引
名物 二八饅頭 一名一口饅頭 一錢に四つ
御菓子製造大勉强
京城本町六丁目
二八堂

---

會席御料理
並に仕出し
西小門內
横濱亭

---

大阪人士に告ぐ

今般有志諸彦の贊成を以て京城大阪人會を設立致候に付大阪人士は勿論大阪に縁故を有せらるる人は奮て御入會あらん事を希望致候

規約書は左記の役員方に備へ置き有之候間御入用の方は御取寄の上御一覽被下度候尙勸誘員を差出し居るも多數の事に候へば勸誘洩も可有之に付既知の諸彦より御知らせの上御入會あらんことを

申込所
京城南大門通二丁目 三好和商店
京城本町四丁目 木島平商店

評議員
幹事 池田長兵衞
同 石井新三郎
同 北川吉三郎
幹事兼會計 三好和三郎
渡邊中齊 三田政次郎 木島平兵衞
松浦源治 南方貢次郎 辻本嘉三郎
小北米藏 中村政次郎 野々村藤助
西尾芳松 山野丑松 中村芳松
保高德松 中西千吉 兒玉善次郎
鈴木義三郎

---

與信事務及
未墾地鑛山測量並設計
土地家屋等諸種之紹介
鑑定及調査
廣告之取次
(業務、迅速、取扱)
京城興信所 支局
京城旭町一丁目 民團役所向角

---

日本郵船株式會社
仁川 瀛船出帆廣告 電話十番

仁川海岸通 郡回漕會 電話三九番
京城南大門通 巴商店 電話三〇六番

●釜山長崎門司神戸行 山東丸 二月十五日 後三時出
●群山、木浦、釜山、門司、神戸、大阪行 第一オハヨ號 三月二日 後三時出
高松丸 二月廿六日 後三時出
●大連、大沽行 高砂丸 三月五日 後一時出
山東丸 三月五日 前九時出
●大連、大沽、牛莊行 酒田丸 三月十九日 後一時出
‖鎭南浦行 第一オハヨ號 三月一日 後三時出
●釜山出帆、元山行 弘前丸 二月廿六日

御注意 御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄御送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事